令和3年

亀山市教育委員会12月定例会会議録

亀山市教育委員会12月定例会会議録

1. 日 時

令和3年12月22日(水)午後1時30分開会

~午後5時30分

令和3年12月28日(火)午後1時30分

~午後3時30分閉会

2. 場 所

令和3年12月22日 本庁3階大会議室 令和3年12月28日 本庁3階理事者控室

3. 出席委員

教育長 服部 裕

1番委員 大 萱 宗 靖

2番委員 吉 岡 洋 子

3番委員 宮村由久

4番委員 若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長 亀 山 隆 岡安賢二 教育総務課長(以下総務課長という。) 学校教育課長(以下学校課長という。) 宇 野 觔 参事(兼) 生涯学習課長(以下参事生課長という。) 桜 井 伸 仁 図書館長 井 上 香代子 生活文化部文化スポーツ課長(以下文スポ課長という。) 小 森 達 也 副参事(図書館整備担当)(以下図書副参事という。) 小 坂 博 文 学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー(以下学事G L という) 加藤尚大 学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー(以下教研GLという) 武居政敏 学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー(以下教支GLという) 前田亜弓 生涯学習課主幹 (兼) 社会教育グループリーダー (以下生社GLという。) 高 重 京 子 教育総務課主幹 (兼) 保健給食グループリーダー (以下保健GLという。) 渡 邉 尚 也 文化スポーツ課文化共生グループ副参事 (兼) グループリーダー (以下文化GLという。)

松岡保範

文化スポーツ課スポーツ推進グループ主幹(兼)グループリーダー(以下スポGLという。)

原 正 一

教育総務課主任主査 (兼) 教育総務グループリーダー(書記) (以下総務GLという。) 中野貴晶教育総務課教育総務グループ主任主査早川美紀教育総務課教育総務グループ主任主事岩崎圭一郎

- 6. 会議録署名者指名(12月22日)
 - 1番委員(大 萱 宗 靖 委員)2番委員(吉 岡 洋 子 委員)
- 7. 会議録の承認(第7回臨時会、11月定例会) (12月22日)日)承認
- 8. 教育長報告(12月22日)

教育長 (令和3年12月定例会教育長報告に基づき報告)

大萱委員 12月16日に開催された学校運営協議会委員等研修会だが、 委員はかなり多いと考えるが、何名参加があったのか。

学事GL 参加者を各学校4名以内に絞らせていただき、当日は47名の 参加がありました。

大萱委員 人数を絞ったのは新型コロナウイルス感染症感染防止対策か。 学事GL そのとおりです。

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

(12月市議会報告)

9. 議事(12月22日)

教育長 議案第55号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求 める。

教育部長 議案第55号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、 公開、非公開について、お諮りをお願いします。

教育長 人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、各委員に諮る。非公 開としてよいか。

(全委員異議なし)

教育長 議案第55号「人事案件について」は非公開とする。関係職員 以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第55号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 議案第56号「亀山市教育委員会事務局処務規程の一部改正に ついて」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第56号「亀山市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う亀山市教育委員会事務局処務規程の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長(資料に基づき説明)

教育長 施行日についてはいつになるのか。

総務課長 議案が可決された段階で、同日施行を予定しています。

(質問はなく、議案第56号は可決される)

10-1. 協議事項(12月22日分)

教育長 協議事項1「亀山市学校教育ビジョン(最終素案)について」 説明を求める。

学校課長 (学校課長詳細説明)

大萱委員 2ページの関係図に「文化芸術基本計画」とあるが、「文化芸 術推進基本計画」ではないのか。 11ページの表について、年月日が「公立小中学校教職員の勤 務状況調査」という文言と重なっている。

31ページの下から3行目、「1人1台端末や電子的な教材等の先端技術を駆使しながら」とあるが、「ICT」等の横文字が使用されている中で、急に漢字ばかり並び違和感がある。

学校課長

1点目について、(仮)とはさせていただいていますが、新たに計画が策定される中で「文化芸術推進基本計画」となりましたので、ご指摘のとおり改めさせていただきます。

教支GL

2点目については、修正いたします。

3点目については、国でもデジタル教材やデジタル教科書、県でもタブレットを用いて問題が解けるようになる等、様々な教材が出てくる中で、具体的な名称も決まっていないものもあるため、それらをまとめて「電子的な教材」とさせていただきました。

大萱委員

「先端技術」については如何か。

教支GL

当計画を策定するにあたり、令和の日本型教育の構築の中で、国から示されている文言を基にこの言い回しを採用しています。

教育長

「1人1台端末」や「電子的な教材」が先端技術の駆使になるのか。

教支GL

言い回しにつきましては、再度事務局で検討して、よりよい文章にしたいと思います。

若林委員

52ページで、「記録する「キャリア・パスポート」を活用した系統的な学習」とあるが、系統的な学習とはどのようなものか。

10ページの「教職員を取り巻く環境」について、現在若手教員が増えている状況の中で、子どもたちも若手職員がいい意味で大好きだと思う。学校教育は学校の先生に大きくかかってくると思われるが、教員を志望する人がだんだん減っているため、是非、教員を希望するような人が増えるような職場にしていただきたいとともに、若い先生たちを育てていく方にも力をいれていただきたい。

教研GL

「キャリア・パスポート」についてですが、昨年度、文科省から示された取組で、小中高において学習の記録をためていくものです。 亀山市では全小中学校で国の縛りである A 4 サイズ 5 枚の

うち1枚を共通様式として定め、その学年でどのようなことがされていたのかを次の学年へ次々と小中学校の9年間引き継いでいくこととしています。昨年度より取り組んでいます。

吉岡委員

7~10ページのグラフについて、具体的な数値が入っている ものと入っていないものがある。「不登校児童生徒数」のグラフ にも数値を入れていただくと分かりやすい。

教支GL

入れる方向で進めます。

宮村委員

「はじめに」について、「これまで以上に学校・家庭・地域・ 行政等が一体となって」とあり、これからの教育は学校だけでは なく、地域を含めて行っていくことが重要であると考えるが、こ の計画が成案となった時にどのように活用していくのか。従前の 形か、学校運営協議会等に協力を求める等、現時点でどのような 想いか伺いたい。

また、市の総合計画後期基本計画の策定が進行中で連携を取りにくいとは考えるが、給食について10ページに「教育委員会として方向性を定めています」とあり、29ページでは「後期基本計画に入れていく必要があります」とある。また、71ページでは「中学校給食の全員喫食制に向けた取組を進めます」とあり、後期基本計画の記述内容によっては整合性の必要があると考えるが、場合によっては変更をするのか。

学校課長

全学校に学校運営協議会が設置されている中で、当計画や教育 大綱等については、地域の皆様、保護者にも見て理解いただきた いと考えており、それぞれの学校でその内容を踏まえて特色ある 学校づくりを行う方向性で考えています。是非多くの方に見てい ただきたいと思います。

教育長

当計画の完成版を全教職員、全運営協議会委員にお渡しするのか、また渡すだけではなく説明や周知にまわるのか。この辺りについて具体的な取組については如何か。

教支G L

予算の関係もあり、概要版の作成を含め、どの程度できるかは 現在調整中です。冊子についても、市民の皆様にどの程度お渡し するかも検討段階です。できるだけ多くの方に見ていただけるよ うにと考えていますが、手法等については後日改めて報告させて いただきます。 宮村委員

何回も委員会等も開催し、積み上げてきた計画である。学校関係だけではなく、地域の方の協力無しにはできないことが多く記述されているため、少なくとも学校運営協議会関係の地域の方々には、丁寧に説明し、巻き込んでいくような今まで以上に強いアクションが必要であると考える。

学校課長

先日、学校運営協議会の研修を行いましたが、そのような場所 を通じて丁寧に説明していきたいと考えています。

教育長

本冊をたくさん印刷するのではなく、その分、概要版がこれまで以上に必要であるかもしれない。市民に対してはホームページにて周知するのではないか。

教支GL

その予定をしています。

教育部長

給食に関する総合計画後期基本計画との整合ですが、本計画だ けではなく、それぞれの分野別計画についても整合が必要と考え ています。現在は担当の政策課と調整を行っている段階です。基 本的には、総合計画が先行されており、それを踏まえたそれぞれ の分野別計画が策定されるものと考えていますが、総合計画の策 定は基本構想の見直し等により来年の6月市議会に提案予定であ ると聞いています。厳密に言いますと、それまで分野別計画は策 定できないことになりますが、基本計画の策定に関する様々な調 整は既に行われており、その内容を踏まえて分野別計画の策定へ 進んでもいいという考えの下、進めているところです。学校給食 については、総合教育会議の中でも取り上げられていますし、総 合計画の施策の中で書き込まれることが、部会や中期戦略会議と いった内部会議の中でも示されていることを把握していますの で、その内容を踏まえ、本計画にも記載しています。このような 動きについては内部合意もとれています。ただ、具体的なスケジ ュール感については分野別計画である本計画にはなかなか書き込 めないと考えています。

教育長

学校教育については、本計画によって来年度から5年間の取組 が方向づけられることとなる。

吉岡委員

不登校や外国人の児童生徒に対するケアについて、中学卒業後は連携を行うとのことだが、外国人に関する中学卒業後の支援はあるのか。

教支GL

60、61ページに外国人児童生徒教育について記載があります。本年度は試行として1月28日にプレスクールとして幼稚園から小学校に入学する際の準備や子どもの日本語を話す様子、保護者がご家庭で行っていただきたい事などに関する説明を亀山西小学校で開催を予定しています。これまで未就学児が小学校へ上がる際の支援が少なかったため、今後、亀山市として支援を行っていきたいと考えています。また、中学校から高校へについては、11月に高校入学に向けて様々な高校の先生方に来ていただき、外国人の生徒や保護者を対象に進路ガイダンスを行っています。一方、これまでも子どもたちが進学していくにあたり、通訳や保護者を含めて支援をしていましたが、本計画には記載はありませんので、本計画内への追記を考えます。

教育長

60ページの一番下に、「外国人児童生徒と保護者のための進路ガイダンス「学校へ行こう」を実施する」とあるが、これが外国人児童生徒への高校進学を意識した支援という事でいいか。

教支G L

はい。

教育長

成人の外国人は分野外ということでいいか。

教支GL

はい。対象外です。

教育部長

不登校児童に関わることですが、中学校卒業後18歳までは、 福祉部局との連携で、自立支援として青少年総合支援センターに 支援員がおり、支援を行っています。それ以降につきましても、 センターでは年齢制限を設けていませんので、必要に応じで繋が りを持っています。また、学校教育の中で納まりきらない問題も 多々ありますので、その場合は生活支援との関係の中で繋がって いくものと理解しています。

教育長

ニートや引きこもりについては、青少年総合支援センターで一定程度役割を果たしているが、福祉部局とも繋がっている。外国人の方は、学校卒業後は生活文化部で通訳や優しい日本語の案内や外国人向けの広報活動等を行っている。

大萱委員

表紙について、一般的に学校には時計が付いているのか。

学校課長

どの学校にも設置されていると思います。

大萱委員

イラストが例えば朝9時に弁当を食べている子もいれば帰って いく子もいる。誤解を与えないか。 教育部長

あくまでイメージとなりますが、イラストで表すときに学校の 建物にはよく時計がついてます。時計がついていると、この建物 は学校なんだと認識しやすいと思います。ただ、このイラストに 強いこだわりがあるものではありませんので、検討いたします。

宮村委員

77ページに「教育の日」の記載があるが、前回の計画には載っていなくて今回新たに記載されている。この件について改訂委員会で議論や経緯があったのであれば紹介いただきたい。他県他市町で一定程度取り組まれていると認識しているが、「教育の日」という固有の名称でいけないのかどうか分からない。今後調査研究を行っていく段階であるため、「(仮称)」を追記する等の配慮が必要ではないか。

参事生課長

教育の日については、以前、社会教育委員会議の中で議論を重ねている旨を報告させていただきました。この時の議論について、教育委員会としては慎重な意見だったと認識していますが、引き続き社会教育委員会としましては、地域を支える教育という中で、学校だけではなく、地域、家庭、市民全体が教育について考える機会が必要ではないかということで研究を進めている段階です。最終的には社会教育委員会にて案をまとめた段階で、教育委員会へ提言をさせていただきたいと考えています。「教育の日」の名称につきましては、ご指摘のとおり「教育の日」としている市町もあれば「教育週間」、「教育月間」としている市町もあり様々ですので、亀山市として相応しい名称についても考えていきます。

宮村委員

本計画の改定委員会内では話は出たのか。

教支G L

この点に関するご意見はいただいていません。

教育長

教育の日について、2か月に1回の開催の社会教育委員会の中では、協議事項にならない開催日がないくらい話題にあがっている。委員会として市外の教育状況を把握し比較したときに、亀山市は教育のまち、公民館講座で県内トップを走る実践、放課後子ども教室も県内トップで全校実施等、様々な取組が行われている中で、教育について、市民の皆様が今一度立ち止まって考える日、又は期間等があってもいいのではないかということである。できるだけ多くの市民の皆様にも教育について考えていただきたいという想いを委員の方はお持ちいただいている。他市他県の事

例から制定することのメリットの把握やまとめ方等の調査研究、 関係団体との意見交換等を行い、スケジュールを立てて取組を進 めていただいている。一定程度まとめられた段階で委員長がこの 場で提言をされると考えている。このような背景から「地域とと もにある学校づくり」内に記載させていただいている。

宮村委員

現状を理解した。

若林委員

亀山市が取り組んでいる事業がすごく教育的で、他市と比較しても熱心な事も理解する。ただ、教育委員会や社会教育委員会等が発信していくものではなく、地域の方々から湧き上がるものがあり、教育は大事であるというところに、時間はかかるかもしれないが繋がっていくものがあれば非常にいいと考える。皆が教育を考えるような働きかけがあり、教育を皆で考えることができればと思う。なかなか家庭も忙しいと思われるが、何が子どもたちにとって一番大事かを考えると、今は地域を盛り上げていこうという流れがあるため、地域から湧き上がってくる中に「教育の日」があれば、本当に素晴らしいと考える。

教育長

何もない所に湧き上がらないため、湧き上がるための種まきというか、きっかけづくりが必要であると考える。その中で、社会教育委員は、市PTA連合会や青少年育成市民会議との懇談等も考え始めてみえる。決して上から仕掛けていくものではないようには感じている。

大萱委員

12、18ページ表内において、実績値の部分で黒い横線があるがなぜか。

教支G L

12ページですが、成果指標「1」について、前回の計画策定 時にはこの質問がありましたが、令和元年度からこの質問がなく なり、その下の質問に変更されたため、横線を記載させていただ いています。指標が変更されたということです。以下同様の考え 方です。

教育長

分かりやすくするため、例えば横線の下に「(下記の内容に統合)」等の説明を記載してはどうか。

教支GL

検討します。

教育長

また、他にお気づきの点があれば学校教育課に連絡をお願いする。

学校課長

今後の手続きについては、庁議を経て、市議会への説明の後、 パブリックコメントを実施し、改定委員会で最終の議論を行った 後、教育委員会に提案させていただきたいと思います。

教育長

協議事項2「亀山市生涯学習計画(最終素案)について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

吉岡委員

14ページ記載の「スクールミュージアム」とはどのようなものか。

教育部長

歴史博物館が行っている取組みで、所蔵している資料等を学校へ出向き、その地域や郷土に合わせた授業の中で、ミニミニ展示会のようなものを行うものです。これは本計画の策定段階より前に歴史博物館が組み立てていた博物館と学校連携という考え方の中で、学校へ持っていくユニットを作成して事業を行っています。

教育長

学校を会場とした出前博物館という考え方でよいか。

教育部長

そのとおりです。また、学校自体が寄贈された資料等を持っている場合もあるため、それらも必要に応じて活用しています。

若林委員

本計画では、視点3「だれ一人取り残さない、持続可能な学びの環境づくり」とあり、「だれ一人取り残さない」という言葉が何度も出てきている。また、31ページで「ダイバーシティ社会の実現に向け、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、多様性を認め合いながら学べる場を創出します」とあるが、今までと何が違うのか。

また同様の箇所で「個々の学びの成果が生かされ、誰一人取り 残さない包摂的な学びの意識の共有を図ります」とあるが、どの ようなことか。情報ツールを使用するということか。

生社G L

基本的には今までもこのような取組を行ってきていますが、更 にそういった意識付けを行うために記載しています。

参事生課長

まず、「ダイバーシティ社会の実現」という新しい言葉ですが、人権学習や平和学習等、性別や年齢等に関係なく多様な学びの場を提供していくことを考えています。表現としては抽象的にはなっていますが、これまでの講座においても、このような視点が必要となってくるため、記載させていただきました。

また、2点目の「未来に向けた学びの意識の共有」の部分につきましては、個々の学びの成果が持続可能な地域社会の実現に向かっていく必要がある中でだれ一人取り残さない包摂的な学びの意識の共有が必要となるため、記載させていただきました。

教育部長

誰もが参加できる学びの場の構築については、従来より行ってきたものですが、今回の計画では、特に社会の多様化、多国籍化、障がいの有無といった障がい者に対する差別に関する法整備等も絡んできており、より強い形で今まで学ぶ機会を提供されてこなかった方々に対して、積極的に学びの場を作りましょうという意図があります。

また、「誰一人取り残さない包摂的な学びの意識の共有」については、一億総活躍社会という文言がありますが、学びの成果によって誰一人社会から取り残されることなく社会の一員として活躍できるためには必ず学びが必要となってくると考えています。その学んだ成果を持って地域社会等に関わっていくことによって、社会の構成員として、まちづくりや未来に向けた社会の構築へ参画することができることとなります。誰もが学びの場から取り残されてはいけないし、誰もが関わっていく生涯学習社会というものを構築していくことについて、意識を持って進めていくという内容となっています。

教育長

「創出します」という記載であるため、今まで行っていないことを創り出す、新たに始めるという意味であると考える。これは、外国人や障がい者が受講できる講座も開いていくということでいいのか。

参事生課長

生涯学習課だけではなく、福祉部門が実施している学びの提供 や、まちづくり協働課の学習等を含めまして、そのような理解で 問題ありません。

教育長

「包摂的」については、生涯学習の中では浸透している文言と聞き及んでいるが、一般的な市民には浸透していない文言であると考えられる。この中でみんなを包み込んでいく学びと考えられるが、これはどのように行っていくのか。

教育部長

何か個別の学びの方法があるということではありません。自分で学んだ成果がどのように地域社会と関わりを持つのか、単に自分の中で完結するというのではなく、何らかの形で社会や人間関

係の構築を行う中で活用することにより、みんなが繋がり、お互いを助け合うようなことを想定しています。よって、学びの方法というよりかは、学びの成果によって社会を作っていくという意識的な問題の方が強いと思います。学びを展開するにあたっては、「この学びはこのように展開するんですよ」というような事も学びの場でも提供していくこととしています。

若林委員 理解はできたが、絵に描いた餅にならないよう、忘れ去られな いよう取り組んでいただきたい。

教育長 この点について、生涯学習推進会議では意見がなかったのか。 参事生課長 全体として活発なご意見をいただいている中で、この点に関しましては、特に案に対して大きく変わるような意見はありませんでした。大きな修正意見がない限りは承認いただいたとみなし、計画素案として作成させていただきました。

教育長 会議で出された意見については、修正いただいて資料を作成したということでいいか。

参事生課長 そのとおりです。

教育長 専門用語が多く見受けられるが。

参事生課長 巻末43ページ以降に、専門的な表現については用語説明をさせていただいています。

大萱委員 「DX」について、総合計画と整合させて「Society 5.0」という文言が置き換わったという説明があったが、学校 教育ビジョンではこの置き換えがなかったが、整合性はいいのか。

教育部長 資料作成におけるタイムラグによる不整合とご理解ください。 考え方としては「DX」「「Society 5.0」については「DX」を基本的には用いているため、学校教育ビジョンについても補足説明等を行い整合させます。

教育長総合計画後期基本計画は何年間のものか。

教育部長 4年間の計画です。

教育長 44ページに記載されているとおり、「DX」は「デジタル技 術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革するこ と」とあるが、この段階までいけるかどうか疑問も残る。 参事生課長

「Society 5.0」については、かなり概念が大きいものとなりますので、計画を策定する段階で「DX」と表記した方がいいのではという意見が出ていました。

大萱委員

そう考えると、学校教育ビジョンについても「DX」と表記した方がいいかもしれない。

宮村委員

4ページの生涯学習を取り巻く状況について、SDGsがふれられているが、生涯学習の計画かSDGsの計画かというくらい後段にも引き続き随分と同様にふれられている。23ページ以降の目指す姿の中で、頑張って取り組むとこのようなことが実現できるということでSDGsのそれぞれのマークが掲載されてるが、ここまで記載する必要があるのか。策定の段階で議論があったのか。

2点目、33ページの評価指標について、めざす姿については 市民アンケートの結果が示されており、これで評価したと考えられるが、基本施策の成果指標については、講座の延べ受講回数でのみ評価を行っていくと記載されている。目標値としては令和2年度から令和8年度に受講者が増えるとしているが、これだけで目指す姿が全て評価できるのか。これでいくと例えば「生涯学習講座が充実している」の項目に集約され、他の部分に関する評価まで捉えられると考えているのか。他のめざす姿については、それぞれの項目を全て網羅した成果指標で構成されていると考えられるが。

参事生課長

指標につきましては、講座の回数や受講者数といった活動指標としていますが、考え方としましては、様々な講座を行う事によって、受講者数が増えることの結果として、それぞれの項目を網羅することとして設定をしています。

SDGsについては、新たな行政の取組視点として入れさせていただいており、講座についても様々なテーマのものを提供する中で、関連すると思われる取組について記載させていただきました。生涯学習推進会議におきましても、SDGsの考え方は重要ではないかという意見もいただいています。

教育長

SDG s については、会議の中でそれぞれの施策がどの項目に関連するのかという意見もいただいたのではないか。

参事生課長はい。

宮村委員 5ページの17項目については、本計画に全て関連がある項目 であるのか。

生社GL 全ての項目が関連するものではありません。SDGsについては、来年度、関連の中央公民館講座を設けたいと考えています。

宮村委員 SDGsのそれぞれの項目は、それぞれの施策に位置づけされているという認識でいいか。

教育部長 全ての項目が直結するようなものではなく、それぞれの施策の 遂行により、結果的に SDG s に繋がっていく、又は寄与すること があるというニュアンスのものです。

宮村委員 SDG s についてかなり丁寧に扱っているが、これは生涯学習計画だからなのか。他の計画ではそのようなことはないのか。これは4ページに記述されているとおり、生涯学習と SDG s の関わりが非常に深いからという認識でいいのか。

参事生課長 生涯学習については幅広い分野をカバーしていく必要があり、 生涯学習=まちづくりというような形に繋がるため、他の分野別 計画よりも SDG s について、より詳しく記述がなされていると考 えています。

教育長 33ページの評価指標と成果指標についての記述があったが、 やはり「亀山市に愛着や誇りを持っている」とか「健康に生きが いを感じる」といった項目がある中で、健康に関する講座があっ てもいいのではないか。また、「歴史」については、史跡や遺跡 に関する体験学習や講座があると、地元の愛着へも繋がると考え るが如何か。健康や地域資産に関する講座を行うと、指標にも繋 がるように感じる。

参事生課長 歴史に関する講座については、生涯学習で行っている講座だけではなく、歴史博物館にて行っている講座も含んでいますので、表現については再度検討いたします。また、同じく健康に関する講座も、長寿健康課にて行われていますので、併せて検討いたします。

教育長 協議事項5「第3次亀山市スポーツ推進計画(素案) について」説明を求める。

(文スポ課長詳細説明)

大萱委員

アーバンスポーツについて、スケートボード、BMX、スポーツクライミング等が挙げられているが、このようなスポーツを行うことができる施設はあるのか。

文スポ課長

今はありません。

大萱委員

そのようなスポーツを行うためには、それぞれの施設が必要と 考えるが、整備等については検討されているのか。

文スポ課長

現状施設整備には至っていません。それ以前にアーバンスポーツに関する組織体が無い状態であり、そのような組織体があって初めて施設整備に至っていくものと考えており、今は組織体の整備に関する支援をしつつ、その後既存のスポーツを含めてスポーツ協会と調整を図りながら施設整備については図っていきたいと考えています。

大萱委員

まずはソフト面からということか。

文スポ課長

そのとおりです。さすがに陸上競技場やサッカーコートの整備 といった以前からいただいている要望もあり、それを飛び越えて 先にアーバンスポーツに関する整備を行うことは、協会等のバラ ンスも崩れるため、しっかりと対処を行っていく必要があると考 えています。

大菅委員

そのとおりだと考えるが、町中にそのような施設があると、町中の雰囲気も変わるし、今のニーズにも応えることとなるため、いいのではないかと考えた。

文スポ課長

会場の要望もある中で、競技スポーツの会場を作るといった大きなものではなく、少しアーバンスポーツができるといった場所を作る等も考えていく必要があると思っていますが、いきなり大きな会場を作ることは非常に困難と考えています。現在は、この近辺では鈴鹿の河川敷等で行っているそうです。また、本格的に行おうとすると松阪市や四日市市の民間施設や行政施設を使用することとなります。追々は整備も必要と認識していますが、費用面等もあり、すぐに設置することは難しいと考えています。

教育長

12ページの「新たなスポーツスタイルへの支援」について、「ニュースポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境整備を図ります」とあるが、ここまで至らず組織整備であるとの説明であった。記載内容に問題ないか。

文スポ課長

環境整備の中には組織の整備も考えられるため、全般の整備と 考えていただきたいと思います。

教育長

施設の設置まではいかないと考えると、期待しそうな表現となっているため、「環境整備」とはしない方がいいのではないか。

文スポ課長

了解しました。検討します。

若林委員

14ページ「ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向け検 討を行います」とあるが、どのような制度を作ろうとしているの か。

また、新旧対照表の中で、「スポーツを活用した地域活性化」 とあるが、例を挙げるとどのようなものか。

文スポ課長

ジュニアスポーツに関する制度については、3 具体的な想定のものはありません。現在、表敬訪問等でかなり優秀な成績を収められた方がおり、激励金といった大きな大会に出られるよう補助は行っていますが、そのような一律のものではなく、特に能力を秘めたような方を輩出できるような仕組みは作れないだろうかと考えているところです。ただ、この制度は他市町等で具体例があるわけではないため、あくまで0ベースからとなります。

また、「スポーツを活用した地域活性化」については、意識してなされているかどうかは別として、例えば、セブンマウンテン(亀山7座トレイル)という事業がありますが、山を登ってきつつ、帰ってきたら、その足で町並みを散策したりとか、次回の無料の資料館入場券を配ったりする等の取組も行っており、このような連携の仕方を図ったり、また、関ロッジに合宿で宿泊した場合はよくB&Gの体育館を利用しますが、その調整連携の仕組みづくりを行ったりすることがこの考え方となります。

若林委員

お金を落としてもらう仕組みも含めてということか。

文スポ課長

そのとおりです。

若林委員

強く進めていただきたいと願う。

宮村委員

個人的に市の施設を色々使用しているが、亀山市の施設は人口と比較して適度な施設数となっているため、適度な空き具合となっていると感じている。ただ、惜しむらくは施設が老朽化している。一方では、施設使用にあたっては亀山市民だけではなく、近隣の市町からの使用者もおり、亀山市の施設は使用しやすいと評判がいい。そういった意味では、施設は亀山市だけで全てを完結

する必要もないと考える。その中でそれぞれの市町が情報共有を 行い、市民に情報提供することが非常に大事であると考えてい る。本計画でも連携を図るとの記述があるが、より具体的に情報 が市民に周知されればと思う。

また、スポーツツーリズムとして、熊野市が主催している「寿野球」という一定の年齢を過ぎた方が遠くは長野県の方からも来て野球をしてその後観光もするといった取組が行われていた。このような事が亀山市でもできるのではないかと考える。意見としてである。

吉岡委員

12ページ「障がい者や女性のスポーツ参加の推進」とあるが、例えば視覚障がいの方が介助者とともに参加してマラソンをするとか、子育て中の女性が参加するようなイベント等があれば教えていただきたい

また、14ページの「公園設備の安全確保」とあるが、小さい頃からスポーツに親しむには、まずは歩いて行ける近くの公園だと思うが、結構、団地の中の公園は普段から混雑している。このような状況の中で、どのような安全確保を行うものか、教えていただきたい。

文スポ課長

障がい者スポーツに関しましては、文化スポーツ課によって開催はしていません。福祉部局の方で担当しています。具体的な内容については、障がい者計画の方に記載がされますが、本計画も連携して記載させていただいています。例えば、2月6日に西野公園体育館にてとこわか大会の代替え大会が開催されますが、その大会で、知的障がいのバレーボールの部で、亀山市からも参加があると思います。なかなかこのような大会を亀山市で立ち上げるようなことはしていませんが、方々によってはこのような大会に参加される方もおり、今後はそれぞれの大会の関係者等との連携により進めていきたいと考えています。障がいを持たれた方が参加できるスポーツの場が少ないこともあり、今後は増やして行く必要もあると考えています。

女性のスポーツへの参加の推進については、難しい部分もありますが、現状としては子育て期間中の女性はスポーツを行うことが難しいというデータもあります。一方では、その期間を終えてまたスポーツを始めるという方もいます。その時に参加しやすい

ような環境づくりが必要と考えています。具体的に女性だけのスポーツ大会があるという訳ではありませんが、大会の中で設けて参加いただいたり、また、スポーツだけに限らずシンポジウム等のイベントでは必ず託児を設けていますので、そのような女性が参加しやすい環境づくりを行うという方向性は持っているところです。

また、公園設備の安全確保については、部署は公園管理の部署が行っています。それぞれの運動公園では指定管理者が運営を行っており、また原課の部署で安全点検等を行っています。都市公園についても同様に安全点検を実施しています。最近では、施設の老朽化に伴い、テープが張られて使用停止になっているものもありますが、なるべく早急に修繕を行うべく原課でも進められています。西野公園でも使用停止のものが早い段階で修繕完了しています。運動公園の管理運営としては、市、指定管理者、公園管理者の3つの組織で隔月打ち合わせを行っています。その中で気づきがあったものについては、随時直していっています。このような形で安全確保には努めさせていただいているところです。

若林委員

B&G海洋センターについて、表彰されたと聞くがどういう面で表彰されたのか。

文スポ課長

一言ではいえませんが、施設の取組から人員体制から様々な評点項目があり、それら全てを達成しないと点が上がらないような評価基準となっており、その項目に合わせてしっかりと充足し運営しています。それが10年間継続して高い点を取ることができ、表彰を受けることとなりました。10年間高い点を取り続けると3,000万円という補助金を受けられることとなります。

教育長

B&G海洋センターは寄贈された施設であるため有効に使ってほしいという意味があり、利用者数等、全てが評価されることとなる。「特A」が10年続いたので、今回「特A」表彰を受けた。

若林委員

理解した。施設が古くなってきたが、持続的に取組を行ってい ただきたい。

教育長

補助金は修繕の補助か。

文スポ課長

そのとおりです。

教育長

本計画について、対象が明記されていないが、対象は市民でいいのか。また、取り組むのは市でいいのか。

文スポ課長

基本的には対象は市民としていますが、施設等を利用される場合は、他市町の利用者も実際には対象となると考えています。また、主語は基本的には「市」です。仮に部署が違っていたとしても、「市」が行うこととして整理していますが、気になる表現等あれば教えていただきたいと思います。

教育長

学校教育ビジョン等他の計画では、対象や期間が明記されているため確認した。そうすると、例えば12ページについては、障がい者スポーツ関係の記載であるため、福祉部局が担当すると考えられる。その中で「障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努めます。」とあり、読み手がマラソンやかけ足を行いたいときに随行者を準備してくれるのだろうかと思ってしまい、この担当は福祉部局となった時に、部署が福祉でも教育でも観光でも、しっかりとそれぞれの事業を進められるように進捗管理を行う働きかけを行うのは文化スポーツ課になると考えられるため、しっかりとよろしくお願いしたい。

また、「環境整備」という単語がよく使用されているが、教育委員会と関連するところで16ページの「休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、・・・連携を図り、・・・環境整備に努めます」とあるが、どちらの部署が中心となって動くことになるのか、確認したい。

文スポ課長

スポーツの審議会でも同様の質問がありましたが、文化スポーツ課としては受け入れ側に廻っています。様々な国からの方針を見ても、教育委員会や学校の意向をくみ取りながら、文化スポーツ課が体制を作るということで考えています。いくら文化スポーツ課側が幅を広げても、実際実施することができなければ意味のないことと考えています。また、この項目については、学校教育ビジョンの施策を確認させていただきながら記載していますので、最終案等が変われば、記載内容も考えます。同調するように心がけます。

教育長

現段階の学校教育ビジョンでは、「休日の部活動の段階的な地域へ移行を含む持続可能な部活動のあり方について研究します」とあるため、しっかりと連携し進めていただきたい。

文スポ課長

「ニーズに応じた」という部分でカバーをしようと考えていますが、どの時点で整合させたかがありますので、もう一度確認して足並みを揃えたいと思います。また、2種類の考え方があるようで、地域の指導者が学校へ出向いて指導するケースが想定される場合と、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブのようにそのまま子どもをお預かりするケースと色々なケースが考えられるようですので、これらも含めて学校と足並みを揃えて記載させていただきたいと思います。

教育長

協議事項6「亀山市文化芸術推進基本計画(素案)について」説明を求める。

(文スポ課長詳細説明)

教育長

取組が記載されているが、目標が記載されていない。また、評価方法が分からないが、別途作るのか。

また、文化として新図書館の記述がない。図書館には文化情報 プラザというコーナーがあるが、如何か。33ページにアンケー ト調査結果があり、これは現在の図書館の記述であろうと考えら れる。新図書館の記載については、もう少しあちこちにあっても いいと考える。

文スポ課長

評価方法について分野の違いもありますが、この計画に関して他市の計画も確認しましたが、文化に対しての数値目標はほとんど挙げられていませんでした。どちらかというと、施策の実効を図り総合的に評価するという形となっています。文化については国の方向性もあり、44ページのとおり、法改正に伴い条例に基づく文化芸術推進審議会を設置し、この中で推進を図っていくこととしています。基本的にはこの審議会で評価を行い、市長に報告することとなり、具体的な成果指標として挙げられるものについても少ないと思います。国の方向性もあり、なかなか変えられない部分と判断していますが、今後数値目標を立てなければいけない状況になりましたら、別冊等で対応を行いたいと考えています。

また、文化情報プラザについては、本計画は現在かなりの書き 換えを行っている段階ですが、本日は中間案であるため記載はあ りませんが、最終素案の中では、しっかりと記載をしています。 教育長

45ページに進行管理が記載されているが、「目標を設定し、 それを達成するための計画」「目標の達成状況や施策の進捗状況 を把握・評価し」とあるため、如何と感じる。

文化GL

文化の場合は、従前からですが、各課において具体的な目標を 立てていただき、それを年度ごとに評価して諮らせていただこう と考えています。単純に数値がどれだけ上がるのかではなく、毎 年度評価を行う形です。

教育長

市長に評価結果を報告するとの説明があったが、市民、議会ではないのか。

文スポ課長

市民の皆様にも報告します。

若林委員

亀山文化芸術基本条例が制定されたとあったが、条例の制定により文化の施策が実施に向けてより加速するという認識でいいのか。

また、4ページに市内の文化的な景観の範囲として坂本棚田、 亀山宿、坂下宿等が挙げられているが、選ばれた理由は何か、こ の想いを教えていただきたい。

文スポ課長

条例を制定することにより施策の方向性を決めます。その方向性を決めたものに対して基本計画に具体的な取組として記載するという作りとなります。なぜ条例を制定したかというと、県内にも制定しているのは4市あり、特に文化的施策を進めている市は制定していますが、文化の計画は長期的な視点が必要となり、首長が変わったり、担当者により方向性が変わるということを嫌う傾向があり、また協働や連携等、市民に求めるものが多い部分があり、条例化することにより、市民に知らしめていくという部分となるべく方向性をぶれさせないという主旨があります。計画によっては性質が異なりますが、文化の計画では長期的なビジョンを持ってぶれさせず進めることが必要と言われており、国もその方向性があり、我々も同様に考えています。

また、文化的な景観の範囲については、亀山市歴史的風致維持 向上計画の中で、文化財のみならず、街道沿いやその付近の景観 も含んでいます。さらに亀山市景観計画もあり、それらの計画を 鑑みて、審議会に提案させていただいたところ、これらの景観に ついても記載した方がいいとの判断をいただいき、この形となっ ています。 教育長 条例は12月の市議会で議決され、制定されている。

宮村委員 文化とは突き詰めていくと難しいが、この計画は全ての文化を 含めた計画と考えていいのか。

文スポ課長 4ページにも記載していますが、また条例にも記載させていただいていますが、その記載内容が文化芸術の範囲となっています。「文化」と言いますと「生きとし生けるものの全ての生活、生業」のことを指しますので、広い意味では全てを指してしまうことになりますが、国でもかなり議論となった部分でもあり、当市の審議会でも議論があった部分でもありますが、何とかこれに落ち着き、これ以外の部分については連携の範囲としました。スポーツ、健康、福祉、観光等については、文化芸術とは別のもの

宮村委員 他の分野別計画の中にもあったが、SDGsの観点がこの計画には無いが、敢えて記載していないのか、意図等はあるか。

として作られた計画となっています。

文化GL 市の計画の大きな方向性として、SDGs、DX、アフターコロナの視点を入れることとなっていますので、6ページに少し記載させていただいています。ただ全国的に文化の計画では、SDGsの視点を当てはめることが難しい部分もあり、特に関連の深い項目が4項目ありましたので、これらの項目を意識しながら施策を取り組んでいくこととしました。基本施策に対して具体的な当てはめは行っていません。

教育長 策定等にかかる委員会の名簿等は記載しないのか。

文スポ課長スポーツの計画を含め、どちらの計画も最終的には載せます。

教育長 協議事項4「亀山市子どもの読書活動推進計画(第4次亀山っ 子読書推進プラン)骨子案について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

教育長 今回の提案は骨子案である。本計画ではパブリックコメントの 実施はないものである。

宮村委員 基本方針3に「地域学習資料の収集及び活用」とあるが、どのようなものか。

図書館長 地域を知るための資料のことで、例えば学校の副読本やニュー スレター等のことです。意識はしているものの、全てを揃えるこ とはできていないため、少しずつ新図書館の開館に向けて、周知 を行っていきたいと考えています。

宮村委員 伝承や昔話がこれにあたるのか。

図書館長 そのとおりです。歴史博物館とは少し考え方が違うかもしれませんが、地域の昔話、伝承類のことです。一方、歴史博物館では、歴史的な背景を含めて伝承されたものが蓄積されたものです。図書館は少し間口が広い様な考え方になると思います。

大萱委員 20ページの項目のうち矢印がかかっていない項目は新規と考えられるが、そのうち「誰もが利用しやすい図書館づくり」に関する項目は今までなかったのか。

図書館長 ないというわけではありません。例えばボランティアに作成いただいている山鳩文庫や、子ども向けのオーディオ的なものもあり、従来から収集はしていましたが、さらに意識して提供していくという考えから記載させていただいています。

教育長 これは「図書館が」ではないと考える。地域学習資料もそれぞ れの学校が集め、活用するということでいいか。

図書館長「図書館も」が正しいと考えています。

教育長 では、「誰もが利用しやすい図書館づくり」というのは、学校 も努める必要があると考えられる。

若林委員 「誰もが利用しやすい図書館づくり」については、新図書館に向けて、例えば視覚障がい者の方が自分の行きたい書棚に行けるような方策や、またエレベーターの設置等も含めてのことでいいか。

図書館長 おっしゃるとおり点字ブロック等は現図書館にも設置されていますが、新図書館においても、例えば対面朗読室の位置が障がい者の方にどの場所であれば利用しやすいのか等のご意見をいただいています。

10-2. 協議事項(12月28日分)

教育長 協議事項3「亀山市立図書館条例施行規則の改正について」説 明を求める。

(参事生課長詳細説明)

宮村委員 図書館条例施行規則に準則はないと聞いているため、それぞれ の市町で施行規則を制定していると考えるが、その中で亀山市の

改正案について現在見直そうとしているのは、ほぼほぼこの形で 見直そうという項目と削除をしますという項目、内容を精査して 削除等を検討する項目、図書館管理運営規則に規定する考えの項 目、パターンとしてはこの4つ程度で条例施行規則を改正します ということで、検討すべきは例えば新第17条の内容精査や検討 しますという項目の検討を行うという理解でいいのか。

参事生課長

今回10の他市の施行規則を資料として提出させていただき、各市様々な形で施行されています。その中で施行規則の改正は現行の規則をどのように改正するのかが基本になってくると考えます。ただ、かなり当市の施行規則は細かすぎるのではないか、もう少し運用面や内規等で示した方が柔軟な対応でできるのでは、という教育長からのご意見もいただいていますので、どの規定が本当に必要であるのかという観点で資料に記載させていただいています。その結果として他市施行規則に規定されていない項目は、当市でも必要ないのではないかという考えも含めて今回説明をさせていただきました。一方、内容精査の部分については、図書の返却や督促、レファレンスに関する項目ですが、他市には規定がありませんが、削除することにより業務に支障が出るのではないかという観点から、単に削除ではなく、精査とさせていただきました。

また、条文としては多岐にわたるため、章立てを行った上で規則を制定した方が分かりやすいと考えていますが、この部分についてもご検討をいただきたいと思います。その中で特に重要な条文につきましては、他市のように条例と合わせて前の方へ位置付けることも必要かと思いますし、4月1日の市の機構改革に合わせて、図書館については課の位置付けが為される予定ですので、図書館の施行規則ではなく、教育委員会事務局規則の方で位置付ける考え方もありますので、1月定例会では、その部分を整理したうえで規則案として再度提出させていただきたいと思います。

宮村委員

検討していくにあたり、従前の施行規則があるが、項目を削除 した場合に削除した内容についてはどのように対応するのか。内 規扱いで行うのか、他にどのような方法があるのか。

参事生課長

削除することにより内規に規定する部分もあろうかと思いますが、内容によってはホームページ等で市民の方に周知すれば問題

ない項目もあろうかと考えています。基本的には施行規則が市民の方の目にふれることは少ないと思いますので、施行規則で削除した一般的なルールのような項目については市民への周知という面で対応するというような整理を考えています。

大萱委員

図書館条例があり施行規則があると考えるが、今回は施行規則のみを改正し、条例は改正しないという考え方でいいのか。

参事生課長

前回、条例については修正の検討を行っているとの説明をさせていただきました。基本的には大きな修正は行わない方向ですが、時期的に条例の制定は早すぎるのではないか、特に施行日が決まっていないという指摘がありましたので、この部分については修正を行う必要があると考えています。また、検討中の部分については、駐車場料金の減免規定について、特に必要がある時は市長が定めることとしていますが、詳細としてどのような時かについて記述する必要があろうかと考えているところです。このような部分について検討していますが、今後1月定例会に提出させていただく予定です。

大萱委員

亀山市では図書館条例があり施行規則があるが、図書館協議会については、施行規則に規定するのか。また、他市では施行規則以外にも運営規則等を制定している市もあるが、亀山市では全ての項目を施行規則で網羅し、それ以外の部分は内規で定めるという考え方か。

参事生課長

図書館法に基づいて協議会は設置することとなります。法規定により必要事項は条例で定める必要がありますので、条例案の中に規定を設けています。さらに、協議会の運営に関する規定については施行規則で規定したいと考えています。一方、図書館条例とは別に図書館協議会条例を定めている市については、図書館に関する施行規則とは別に協議会施行規則を制定しています。

教育長

本日の協議内容については、3月市議会にかかる協議に近いものがあるため、しっかりと整理したい。本日は規則に関する協議を行っていただきたい。ただし、その協議にあたり条例の改正案の内容が必要であれば、提出いただきたい。

(亀山市教育委員会会議規則第15条の規定により追加資料提出:亀山市図書館条例(案))

若林委員 図書館施行規則以外に規則の名称がいくつかあがったが、事務 局規則とは教育委員会規則のことか。

参事生課長教育委員会事務局組織規則のことで、そのとおりです。

若林委員 では、図書館条例、図書館施行規則、教育委員会事務局組織規則の3つの例規にて全てを網羅することを考えているのか。それ以外にも規則等があると考えられるが、どの例規を採用するつもりであるのか教えていただきたい。

参事生課長 基本的には、図書館条例、図書館条例施行規則で定めることと しています。

若林委員 基本的ではなく、亀山市としてどのようにするのか教えていた だきたい。

参事生課長 事務局としましては、必要事項を施行規則に定めて、1本の例 規で行きたいと考えています。

教育長 ただ、本日の協議の内容から判断すると、職制や組織等については教育委員会事務局組織規則の中に入れることもできるという判断でいいのか。

参事生課長入れることは可能です。

宮村委員 現行の施行規則の内容が多すぎたためスリム化したい整理したいのは理解できるが、現行の施行規則に必要なものがある。その中で検討の結果、全く不要であったという項目があるのであれば明示していただきたい。削除はしないが条例や施行規則に入れるまでもない項目はどのように整理するのか、内規にするのか運用でカバーするのか、その整理した内容を同じく明示いただきたい。今回の資料では検討しますという項目があるが、それをどうするのかという部分をお聞したい。

参事生課長 それを含めて協議をお願いしたいと考えていました。

教育長 事務局ではそこまで整理しきれていないということか。

大萱委員 例えば、宝塚市では、条例、施行規則があり、管理運営規則が あり、協議会規則がある。これらの内容を亀山市では条例と施行 規則で網羅するという考えでいいか。

参事生課長 現段階の事務局の整理としては、現行に対する改正と考えていますので、条例と施行規則の2本で整理したいと考えています。

教育長 今回は、改正と説明があるが、実質は全部改正のことである。 条例も施行規則も全部改正である。よって、現行の例規にあまり 引っ張られなくてもいいのではないかと考えている。また、必要な項目はもちろん必要であるが、宮村委員のご指摘のように、削除された項目をどのように対応するのか明確ではない。内規に移すものもあれば、ホームページや館内掲示で対応するものもあるとの説明であったが、館内掲示とはどのような対応であるのか分からない。

参事生課長

基本的な改正の方向性をこの場で決定いただき、最終的に決定した内容については、次回の1月定例会にてお示しさせていただきたいと考えています。この場で私の考えのみで答弁することは控えさせていただきます。

教育長

次回の定例会開催の時期は、市議会開会日に迫ったスケジュールとなる。その時点では大きな修正が困難となると考えられるが。

宮村委員

今回、このような施行規則でいいかと問われても明確な答えを持ち合わせていないが、方向性として、施行規則をスリム化していこうということはいいとは思う。ただ、削除された項目の行き先が不明確である。先の市議会にて条例しかなく施行規則はどうなっているのかとの質問があったと思うが、今の状況だと同じことになってくる可能性があるため、3月に再度条例を上程する際は、施行規則の案もあり、内規もあり、事務局にてこのように整理しましたというような説明根拠をしっかりと持っていただきたい。よって、事務局案として、これは内規に明記します等しっかりと示していただければそれで問題ない。

教育長

では、条例案から確認いただきたい。まず、附則が変わること となる。この条例が具体的に何時から施行されるかを明記すると いうことでいいか。

参事生課長

そのとおりです。

教育長

附則の変更のみで、条例案が変更されたとみなすことは可能 か。

参事生課長

はい。

教育長

図書館の地下駐車場の減免について、第10条の3で障がい者への配慮として、障害者手帳等を提示していただいたら減免を行うということを明記することによって、障がい者用駐車場を優先的に利用してもらうことを考えているということでいいのか。

参事生課長

あくまで検討となりますが、他の総合保健福祉センターや歴史 博物館といった公共施設の使用料減免についても、同じような規 定として規則に定められており、条例で定めるのか、規則で定め るのかは検討となります。

教育長

規定の順番を変えることはできないのか。

参事生課長

この点についてはご意見をお願いします。今回の資料によると例えば行方市は職員に関する規定を前の方で定めており、構成についてもご意見をいただきたいと思います。細かい規定については案が無いと協議はできないと考えますので、その部分については次回の1月定例会にて示させていただきます。

大萱委員

個人的には、なるべく条例や施行規則で雁字搦めにするのではなく、内規等で定められるものは内規で定め、動きやすく、速やかな対応ができるようにするべきだと考える。

若林委員

丸亀市を参考としたが、亀山市の施行規則は細かい部分まで定められており、詳しいが固い部分もある印象を受けるため、おおきな括りをメインとしていただきたいと考える。例えば、現行施行規則の第9~11条は館外利用者の要件、利用者登録及び抹消、資料の借用及び貸出しといった本を借りる内容がずらっと並んでいるわけで、図書館資料の館外貸し出しという括りで精査してまとめられるのではないかと感じている。また、細かいことであるが、その中に記載されている図書貸出券は、今の運用を見ると券ではないため、図書カードか、利用カード等名称も工夫していただき、変更いただきたい。なかなか施行規則をしっかりと見る市民の方は少ないとは思うが、大きな括りでもう少し精査された言葉で市民の身近な言葉ですっきりとしていただきたい。

また、職制等が別の規則へという説明であったが、もしこの施 行規則に謳うのであれば、第2条とか前の方へ明記する方が望ま しいと考える。全体的には読みやすいように改めていただきた い。

教育長

まず、条例について整理していきたい。条例にて施行期日を明らかにする、地下駐車場の減免の扱いについて検討する、この2点に加えて条文の順番についても意見をいただきたいとのことであったが、如何か。事業や職員の項目である第4条及び第5条を

上の方へ持っていき、開館時間等の条文を下げる等としては如何か。

委員全員

了承。

教育長 これによって、施行規則の構成も見えてくる。

では、施行規則についてであるが、概ね委員の皆様の意見としては、コンパクトにして内規に移せるものは移す、削除できるものは削除する、又は館内ルールとして示すといった考え方である。その中で全体構成を見ていくと、事務局としては宝塚市や三条市のように章立てをする方向で案があるが、章立てする方向でいいか。

吉岡委員 分かりやすくなるのであれば章立てした方がいいのではないか。

若林委員 総則から雑則までまとめられることとなり分かりやすいと考える。

宮村委員 改正される施行規則の条文のボリュームはどの程度か。少なくなるのであれば不要であると考えるが。現行程度の条文であれば章立てして見やすくなるのではないか。逆に15条程度であれば、章立てするとかえって見にくくなりと思うが。

参事生課長 改正案については、確実に削除する部分を除き、また新たに図書館協議会に関する規定を追加していますので、27条を想定しており、現行とほとんど変わりません。ただ、スリム化については検討していきたいと思います。内容的には多岐にわたるため、章立てにした方が分かりやすいと思います。

宮村委員 分かりやすくなれば問題ない。

教育長 では、分かりやすくなるようであれば、章立てを行うこととし 事務局一任でよいか。

委員全員 了承。

教育長 次に条文の順番であるが、案としては現行の施行規則の順番に スライドした形で作成がなされている。さきほど、条例では職員 や事業に関する条文を上にあげるという決定をしたため、現行第 23条の職制、第24条の職務、第25条の事務分掌について は、条例に準じて上の方へ持ってくることでいいか。また、施行 規則に副館長、副参事、主幹・・・といった職名まで規定する必 要があるのか。条例に「その他必要な職員」と明記されており、その部分で十分ではないのか。

参事生課長 現行の施行規則については、図書館は教育委員会事務局とは別 の組織として制定されています。

教育長 現在ではなく今後のことではないのか。

参事生課長 施行規則にて規定することになれば、現行の施行規則に明記されている内容の規定は必要であると判断し、挙げさせていただきました。必要な職については、教育委員会事務局としては事務局組織規則があり、法等で定められていない職制については、きちんと定められたうえで、人事の発令が為されていると考えています。よって、図書館に必要な職は全て明記する必要があると考えています。

教育長 他市の施行規則では、ここまで明記されていないが。

参事生課長 例えば小美玉市の施行規則では規定されています。例規に規定 のない職を配置することは考えられません。

教育長 では、教育委員会事務局組織規則に移すことでいいのではないか。

参事生課長 可能と考えます。ただ、現行の整理としましては、図書館については図書館法に基づく教育施設ということで、学校と同様の形で教育委員会事務局とは別の組織と位置付けられていますので、その部分については検討する必要があろうかと思います。

教育長 この部分についても市議会へ提案する際はしっかりとした説明 が必要になると考えられる。

参事生課長 この点については、教育委員会の組織、人事に関することとして、教育委員会事務局全体としての整理が必要となります。また、現在、市長部局に歴史博物館が属していますが、図書館と同様の考え方で亀山市事務分掌規則の中の位置付けはなされていません。この部分との整合も必要と考えます。

教育長 歴史博物館についても、施行規則に明記されているのか。

参事生課長 規則で定められています。

教育長 では、現行第23条の職制、第24条の職務、第25条の事務 分掌については、条例に準じて上の方へ持ってくることについて は如何か。条例にならう形でいいか。

委員全員 了承。

教育長 では、改めて順に条文の確認をお願いしたい。第2条の開館時

間については、条例ではなく施行規則に明記することでいいか。

委員全員 了承。

教育長 第3条の休館日についても同様に施行規則に明記されている

が、いいか。

委員全員 了承。

教育長 第4条入館者の心得についても、精査は必要であるが施行規則

に明記することでいいか。

委員全員 了承。

教育長 入館の制限について、現行の施行規則には明記されていない

が、多くの他の市では明記されている。亀山市は規定しなくても

いいか。

参事生課長 条例第8条に謳っているため、施行規則には不要と判断してい

ます。

教育長 逆に条例から施行規則の方へ移すことは考えられないのか。

参事生課長 現行の条例に定められているため、条例へ位置付けました。

教育長 前例主義ということか。

参事生課長
そのとおりですが、管理運営に関することについては、条例で

定めることとなっているため、このように整理させていただきま

した。

教育長 他市は施行規則で明記している中で、何故亀山市は条例で明記

するのか、明快な説明をお願いしたい。条例に明記する必要があ

れば他市も条例に明記するはずであるが。

参事生課長 それぞれの市の判断だと思います。

教育長では、条例を少しでも変えるのであれば、ほとんどの市町が入

館制限を施行規則で明記している中で、亀山市も同様に施行規則

に明記することについて如何か。

宮村委員 やはり条例、施行規則の規定をどのようにみるのかというとこ

ろであるが、入館の規制については市民の権利を制限するもので

あるため、条例での規定が妥当であると考える。より市民の行動

を制約するかしないかという判断であると考えられる。

参事生課長 亀山市の他の施設の条例をみても、入館の制限については条例

に規定されているため、その部分の整合も必要と考えています。

教育長

個人的には施行規則での規定で問題ないと考えるが、他の例規 との整合は必要なことであるため、それに準じることで問題な い。

大萱委員

入館の制限について、条例に規定となるとザクッとした規定になると考えられるが、他市の施行規則では酒気や伝染性疾病等、 具体的な制限理由が明記されている。 亀山市の条例では、あまり 具体的な内容が明記されていないため、必要ないのか疑問が残 る。

教育長

やはり条例と施行規則を両方みていかないといけない。条例第8条第3号に入館の制限者として「図書館の管理上支障があると認められる者」と規定されているが、これが具体的にどのような者かと考えたときに施行規則第9条に関連するということか。

また、条例第6条や第8条について、主語は亀山市教育委員会となっている。これについては9月の市議会でも質問があった。 他市の入館制限は館長の権限となっている例が多いが、亀山市は 教育委員会の権限とするのか。

参事生課長

条例の主語については、市長部局の場合市長となっており、当 条例の執行機関は教育委員会であるため、このとおりで問題ない と考えます。

教育長

条例に規定すればということだと考える。施行規則で規定すれば ば館長が主語となることがあり得るということか。

参事生課長

教育委員会の権限の中で館長に委ねられるという考え方で問題ないと考えます。基本的には他の施設の条例と整合を図っています。

教育長

特に「館長に委ねる」という文言がどこにも明記されていないが、亀山市としては条例第8条の内容で整理するということでいいか。

参事生課長

その考え方で行きたいとは考えていますが、減免規定と同様に「その他」とはどのようなものか整理する必要はあろうかと思いますので、精査をさせていただきたいと思います。

教育長

入館の制限の中で、検討の結果、施行規則にも明記する場合もあるということか。

参事生課長

その場合も含めて精査いたします。

教育長

精査については、事務局一任でいいか。

委員全員 了承。

大萱委員 他市の施行規則にある伝染性疾病というのは、コロナ禍以前か

ら明記されているのか。

参事生課長 コロナ禍以前からあると思います。

教育長 第5条の資料の利用方法については、他市には規定がない。 亀

山市でも削除で問題ないか。

委員全員 了承。

教育長 削除してどのように対応するかは検討という事でいいか。

参事生課長 はい。

教育長 第6~8条についても削除とあるが如何か。また、削除した部

分については、どのような対応するのか、次回の定例会では説明

願いたい。

参事生課長 はい。

委員全員 了承。

教育長 第9条の館外利用者の要件については如何か。この項目は多く

の市で施行規則に明記されている。

大萱委員館外利用という言葉は使うのか。分かりにくいのではないか。

参事生課長 分かりやすい言葉について検討します。

教育長この条文で初めて亀山市の特徴として、津市、鈴鹿市等の居住

者について出てくるのか。

参事生課長 そのとおりです。

宮村委員 前回の説明では、この内容は進行形とお聞きしたが、固有名称

まで明記するのか。若しくは「近隣市町」等とするのか。

教育部長 これらの市は亀山市と隣接した市となっており、相互貸借をで

きないかという中で、亀山市ではできるという規定になります。 このような具体的な市を書いている条例を有する市もありますの

で問題ないと考えています。

教育長 第10条の利用者登録の抹消については、内容を精査してコン

パクトにすると考えられるが、如何か。

宮村委員 若林委員からもあったが、貸出券の名称についてはどうするの

か。

参事生課長検討します。

教育長 読書通帳については記述しないのか。

教育部長 読書通帳については、読書活動の推進にあたる1つのアイテム

になろうかと思います。個人カードとしてこれとは別物となると

考えています。

教育長 施行規則には明記されていないが、いいか。

教育部長 あくまで1つのアイテムですので、例規の中に盛り込む必要は

ないと考えています。

教育長 第11条の資料の借用及び貸出しについて、この条文も内容を

精査の上、簡略化を検討ということであるが、如何か。簡潔な方

法で検討していただくということでいいか。

委員全員 了承。

教育長 第12条の視覚障害者用資料の借用及び貸出しについて、規定

がない市もあるが、内容を精査するということでいいか。

委員全員 了承。

教育長ただ、どのように精査をするのか委員の皆様は見たいと思う

が。

大萱委員 削除した内容がどこで明記されるのか、また完全になくなった

場合はどのように対応するのか、説明いただきたい。

教育長 なるべく早く資料提供をお願いいたしたい。

参事生課長 はい。

教育長 第13条の個人登録者への貸出冊数及び貸出期間については必

要と考えるが如何か。

委員全員問題ない。

教育長 第14条の団体登録者への貸出冊数及び貸出期間については、

規定のない市が多いが、施行規則に明記する必要があるのか。

教育部長団体貸出については、そもそもその行為を行っていいのかとい

う部分によるため、市によって状況が異なると考えています。亀

山市の新図書館の取組としては、今後、読書活動拠点という考え

方で展開をしていこうとすると、まちづくり協議会や学校へ一定

程度の冊数の貸出に関するルールが必要と判断しています。ただ

し、現行の20冊ではとても対応できませんので、冊数について

は再調整が必要だと考えています。

大萱委員 第13条であるが、CD等の貸出の制限はいれなくてよいか。

教育部長「雑誌その他」の部分で包括しています。

大萱委員 3冊以内ということか。

教育部長「点」で検討させていただきます。

教育長 第15条の資料の返却及び返却の督促について、規定のない市 が多いが、亀山市では簡素化してでも残そうという考えでいい か。施行規則にて明記するか。

大萱委員 資料に「規定なし」とあるのは、規定がないという判断か。 教育長 施行規則には規定がないというだけで、何かしらあると思われ る。

参事生課長 基本的に貸出期間が決まっていますので、敢えて明記する必要 はないとは思います。ただ、返却が遅れた者に対する督促につい ては管理上必要という判断で入れさせていただいていますが、内 容は検討させてください。

教育長 削除を視野に入れてということか。

参事生課長 そのとおりです。

教育長 第16条の資料の複写について、内容を精査、簡略化を検討と あるが、いいか。

委員全員 問題ない。

教育長 第17条の資料の収集について、規定なしの市が多いが亀山市 では規定するのか。この内容については本来の図書館の業務の中 に含まれるのではないか。

参事生課長 本日の資料については、11月に示させていただいたものを引 用していますので、見直していきたいと思います。

教育長 削除もあり得るということか。

参事生課長 そのとおりです。全体としても構成の考え方を示していただい ていますので、「現行」となっている項目についても、他市の状 況も勘案して削除もあり得るとご理解ください。

若林委員 説明の時に、精査・削除を検討しますとのことであったと認識 している。

宮村委員 「利用者に何らかの制限を加える部分については施行規則で規定する」というような基準を作った方がスリム化するにしてもいいのではないか。例えば、資料の収集等については、利用者に制限を求めるものではなく、取扱要領のようなものとなると考えられる。なかなか全項目について、判断していくのは難しい。そのような基準があれば分かりやすい。

参事生課長 ご指摘のとおり、どのような基準、考え方で整理するのかについて、お示しさせていただきます。

大萱委員 施行規則は教育委員会が制定することでいいのか。

教育長 そのとおりである。教育委員会の議決事項である。基本的には 条例制定後に施行規則を制定するものだと考えている。

大萱委員 内規については如何か。

教育長教育委員会事務局の範疇で制定する。

また、資料について、亀山市と人口が近い訳でもないのにどう してこの10市を選んだのか。

教育部長 ここ数年で条例や施行規則の改正を行っている市、新たに開館や大規模改修を行っている市等から選定させていただきました。 一方では、政令指定都市等大規模な都市は省いていまして、結果、亀山市よりも人口の多い市を選ぶこととなりましたが、適宜抽出させてただいたということでご理解ください。

11. 報告事項 (12月28日)

教育長 報告事項1「亀山市教育委員会感謝状の贈呈等に関する基準の 制定について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮村委員 今まではどのように対応していたのか。

総務課長 基準は新たに作成したもので、今までは、適宜行っていました。

宮村委員 適宜というのは、時の教育長の判断で行っていたということ か。それを今回明文化しようという考えか。

総務課長そのとおりです。

宮村委員 一部誤字があると思われるため、修正いただきたい。

総務課長修正させていただきます。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書副参事詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「令和3年度図書館フォーラムの開催について」説

明を求める。

(図書副参事詳細説明)

教育長 教育委員の皆様にも、是非ご出席いただきたい。多くの方々に

声を掛けるのか。

図書副参事 定員150名として進めています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求

める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「教育委員会行事及び予定について」説明を求め

る。

(総務課長、学校課長、参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「後援事業について」説明を求める。

(課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

12. 閉会

令和3年12月28日(火)午後3時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員